

広島市中区選挙管理委員会告示第28号  
令和7年1月6日

令和7年1月9日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正行

【白島第一投票区の投票管理者】

氏名	住所	職務を行うべき日	職務を行うべき時間
植重 正美	東広島市	11月9日	7時00分から 20時00分まで